

防災・省エネまちづくり緊急促進事業

※下線部はR2補正予算による改正箇所

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等に対し、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

【対象事業】

- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・防災街区整備事業
- ・都市再生整備計画事業の交付対象事業
- ・地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業
- ・認定集約都市開発事業

※その他、住宅部分については地域要件等あり

【事業概要】

<必須要件>

- ・ 高齢者等配慮対策(バリアフリー化)
- ・ 子育て対策(バリアフリー化、防犯性)
- ・ 防災対策(帰宅困難者支援[都市部]、構造安全性)
- ・ 省エネルギー対策(省エネルギー誘導基準への適合)
- ・ 環境対策(リサイクル性への配慮、劣化対策)

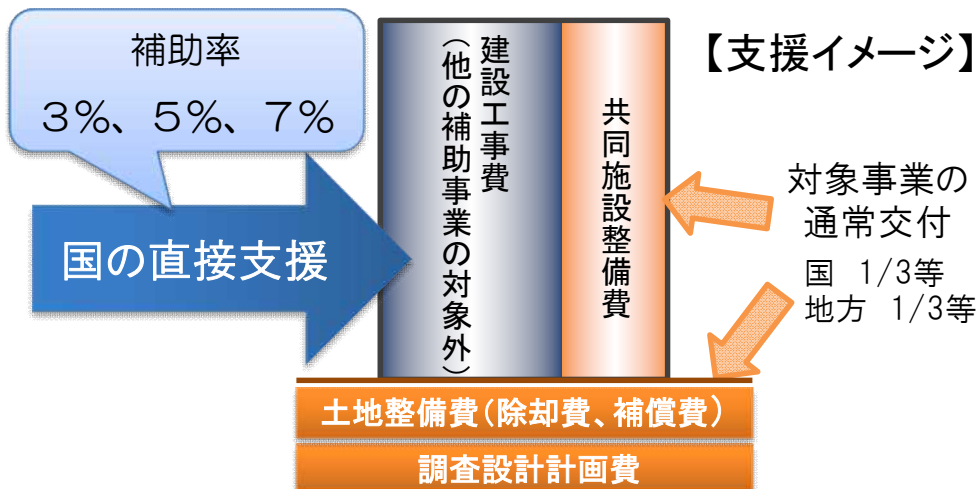


<選択要件>

- ・ 防災対策(帰宅困難者支援[地方部]、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策)
- ・ 環境対策(ライフサイクルコスト、都市緑化、木材利用)
- ・ 子育て対策(遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援)
- ・ 生産性向上(BIMの導入)
- ・ 働き方対策(テレワーク拠点の整備)

【適用期限】

令和7年3月31日まで
(令和9年3月31日において完了しないものにあつては、同日後実施される事業の部分を除く。)



【補助金額】

補助対象事業の建設工事費(他の国庫補助に係る補助対象事業費を除く)に対し、要件の充足数に応じて、以下の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

| | | | |
|------|------------|-----|----|
| 必須要件 | のみ | ・・・ | 3% |
| 必須要件 | + 選択要件の1項目 | ・・・ | 5% |
| 必須要件 | + 選択要件の2項目 | ・・・ | 7% |